

弁護士保険
個人事業のミカタ

当社は、法律で定められた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と「手続実施基本契約」を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には解決の申し立てを行うことができます。

[当社加入協会]

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL ☎ 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755

[受付時間] 平日 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00 (年末年始休業期間を除く)

個人事業のミカタの資料請求・お問い合わせはこちらまで

ミカタ少額短期保険「総合カスタマーセンター」へご連絡ください。

☎ 0120-741-066 (無料)

[受付時間] 平日 10:00 ~ 17:00 (年末年始休業期間を除く)



ご検討・お申込みに際しては、重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)および「普通保険約款」を必ずご確認ください。

■ 引受保険会社

ミカタ少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第79号

本社 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-3-13

TEL 総合カスタマーセンター

☎ 0120-741-066

受付時間 平日 10:00 ~ 17:00 (年末年始休業期間を除く)

WEBサイト <https://mikata-ins.co.jp/>

■ 募集代理店

M2025 営推 01001 E010

☑ 個人事業主 ☑ フリーランス ☑ 副業者の皆様へ

弁護士をあなたの
「ミカタ」に
することができます



弁護士への相談を気軽に、もっと身近に、

弁護士保険

個人事業のミカタ

ミカタ少額短期保険株式会社

- ☑ 個人事業主
- ☑ フリーランス
- ☑ 副業者の皆様へ

事業活動・日常生活には様々な法的リスクが潜んで法的リスクに対し包括的な対応ができるのは、弁護士しかし、費用面やアクセスの面で、弁護士を利用できていない事業主がほとんどです。

ミカタは、その課題を

います。士だけです。



トータルサポートする弁護士保険です。

事業におけるトラブル

契約トラブル

- 契約内容の認識違い
- 口頭契約によるトラブル
トラブルが発生している取引の約**2件に1件**※1が口頭による契約
- 契約内容の一方的な変更
- 守秘義務違反



※1 出典)フリーランス協会「フリーランス白書2020」より

顧客トラブル

- クレームや品質への不当な不満
- 過剰な連絡や対応要求
接客態度に関するクレーム飲食店の**64%**※2が「カスハラ」の経験あり
- 作品の無断2次利用



※2 出典)飲食店.COM 飲食店リサーチ「2020年カスタマーハラスメントに関するアンケート調査」より

取引先とのトラブル

- 支払いの遅延・不履行
- 納期の遅延
- 品質不良によるトラブル
- キャンセルによる損失
約**6割**※3が取引先とのトラブル経験あり



※3 出典) ㈱PE-BANK 2024年10月「フリーランス新法に関する実態調査」より

従業員とのトラブル

- 退職後の不当な賃金請求
- 横領などの不正行為
- SNS等への事業に係る不適切な内容の投稿



賃貸不動産・テナントトラブル

- 家賃滞納
- 物件の修繕トラブル
- 契約解除や更新に関するトラブル
- 不動産の売買に関するトラブル
オーナーの**50%以上**※4が入居者とのトラブルを経験



※4 出典)国土交通省「令和元年賃貸住宅管理業務に関するアンケート調査(家主)」より

交通事故トラブル

- 配達中の事故
事業用自動車による交通事故**1日63件**※5発生
- 車両の管理不備による事故



※5 出典)国土交通省「令和4年度事業用自動車の交通事故統計」より算出

日常生活におけるトラブル

男女のトラブル

- 離婚問題
- 養育費の不払い
4人に3人が※6不払い
- DV・モラハラ
- ストーカー被害
1時間に2件※7の割合で被害相談



※6 出典)厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」より算出
※7 出典)内閣府「男女共同参画白書」より算出

住まいのトラブル

- 近隣トラブル
4人に1人※8が近隣トラブルの経験あり
- 騒音問題
- 賃貸物件の契約トラブル
- リフォーム等の修繕トラブル



※8 出典) ㈱AZWAY「近隣トラブルにあったことのある人は？」より

相続のトラブル

- 遺産相続
相続トラブルの約**80%**※9が遺産額**5,000万円以下**
- 土地相続のトラブル
3人に1人※10が相続トラブルを経験



※9 出典)「令和5年司法統計年報」より算出
※10 出典)一般社団法人相続解決支援機構「2023年相続トラブルとその解決に関する調査」より

金銭トラブル

- 借金問題
- 金融商品トラブル
- 投資トラブル
SNSを悪用した投資等トラブル被害総額**455億円**※11



※11 出典)警視庁「令和5年SNSを悪用した投資・ロマンス詐欺の被害発生状況等」より

消費生活トラブル

- 不用品・模造品の購入トラブル
- 不当な料金請求
- 強引な勧誘
- 悪質な販売方法
約**1分に2件**※12「消費生活トラブル」が発生



※12 出典)消費者庁「2022年の消費生活相談の概況」より

インターネット上でのトラブル

- インターネットトラブル
- ネットショッピングでのトラブル
- 情報サイトでのトラブル
- 誹謗中傷・名誉棄損
青少年の約**2人に1人**※13がインターネットトラブルの経験あり



※13 出典)総務省「令和6年6月我が国における青少年のインターネット利用に係る調査結果」より算出

相談できる弁護士がない、弁護士費用が高額で泣

き寝入りするしかない、そんなリスクに備えませんか。

トラブルに直面したときに、あなたの事業や日常
 弁護士保険個人事業のミカタは、弁護士へ相談・依

を守るための保険金
 頼の際に発生する費用を補償する保険です。

法律相談料保険金： 弁護士等に法律相談を行った費用を補償

1事案 **2.2** 万円 限度

1年間 **10** 万円 限度

各限度額は全て消費税込みの金額となります。

年間支払限度額 **500** 万円

年間支払限度額は、同一の保険期間(1年間)における法律相談料保険金と弁護士費用等保険金の総支払額の限度額です。

通算支払限度額 **1,000** 万円

通算支払限度額は、初年度契約以降の保険契約について、法律相談料保険金と弁護士費用等保険金の総支払額を合計した金額の限度額です。

弁護士費用等保険金： 弁護士等にトラブルの解決を依頼した際にかかる費用を

補償

特定偶発事故

1事案 **300** 万円 限度

●事業上の法的トラブル
 交通事故(事業用自動車) 自動車事故(被害者) 自動車事故(加害者) 自転車事故 など

●日常生活上の法的トラブル
 突発的な事故(人身事故) 火災・爆発事故 突発的な事故(物損事故) 上階からの水漏れ 接触事故(スポーツ事故) など

急激かつ偶然な外来の事故による身体の障害
 または財物の損壊に係る法的トラブル ※1

着手金・手数料報酬金・日当・実費等 × **100%** ※2

一般事件

1事案 **200** 万円 限度

[着手金] 100万円限度
 [報酬金] 100万円限度

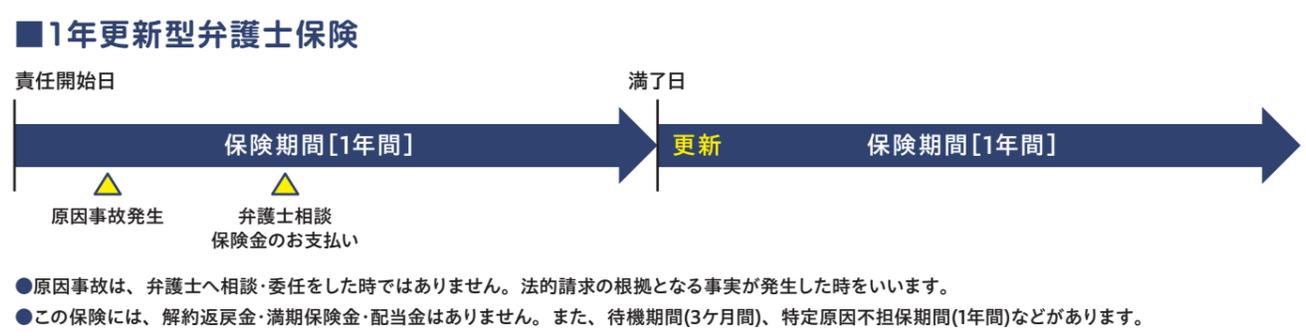
●事業上の法的トラブル
 契約トラブル 取引先トラブル 賠償金 商品代金未払い 商品の返品・返金トラブル
 賃貸物件トラブル 不動産売買トラブル 騒音トラブル ネット被害 誹謗中傷トラブル
 退職・解雇 賞金トラブル 不当なクレーム など

●日常生活上の法的トラブル
 遺産相続 離婚問題 悪徳販売(悪徳販売) 消費者トラブル 近隣問題 インターネットトラブル など

特定偶発事故に該当しない
 法的トラブル

着手金・手数料 × **80%** ※2 報酬金・日当・実費等 × **50%** ※2

※1 個別的事情により、一般事件として取り扱う場合があります。



※2 保険金は、弁護士の提示額ではなく当社の保険金支払基準に基づいて算出します。

保険料

月額保険料 **4,660** 円

(一括払 **55,100** 円)

●ご検討・お申込みに際しては、重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」)およ

び「普通保険約款」を必ずご確認ください。

さらに大きな補償を 選べる安心プラン

「得トクプラン」



このプランを付加することによって、お支払いする保険金が大幅に増加します。少額のトラブルが起きた時でも支払われる保険金額が大きくなるため、より弁護士に委任しやすくなります。

プラン	保険金として支払われる金額の割合		追加保険料 (月額)
	着手金・手数料	報酬金・日当・実費	
88プラン	80%	80%	+810円
99プラン	90%	90%	+1,260円

保険金のお支払い例

1 賃料の支払いが滞っているテナントへ、不動産オーナーが支払いの催告を行うため弁護士に依頼。(請求の証拠とするため、内容証明を利用)訴訟により未払い家賃60万円の支払いを受け解決した。

弁護士費用 **24万6,000円**

[内訳] 内容証明作成費用5万円・着手金10万円・報酬金9万6,000円

	保険金支払額
スタンダード	12万8,000円
88プラン	15万6,800円
99プラン	17万6,400円

2 工務店が施主に対して未払いの残代金300万円を請求。施工に不満な施主が支払いを拒否しているため弁護士に依頼。示談交渉により300万円の支払いを受け解決した。

弁護士費用 **48万円**

[内訳] 着手金16万円・報酬金32万円

	保険金支払額
スタンダード	28万8,000円
88プラン	38万4,000円
99プラン	43万2,000円

3 退職した従業員から未払い賃金300万円の請求があった。請求内容に納得がいかない部分もあったので弁護士へ交渉を依頼。示談交渉によって150万円の支払いで和解。

弁護士費用 **32万円**

[内訳] 着手金16万円・報酬金16万円

	保険金支払額
スタンダード	20万8,000円
88プラン	25万6,000円
99プラン	28万8,000円

上記、保険金のお支払い例は全て税別表記となっています。また、弁護士費用は、当社の基準弁護士費用を用いて算出しています。保険金の支払額については個々の事例により異なり、必ずしも上記支払額を補償するものではありません。

充実の付帯サービスでトラブル予防

+α



弁護士直通ダイヤル

事案が法律問題にあたるかどうか、迷ったときに電話一本で弁護士のアドバイスを受けられるサービスです。当社と日本弁護士連合会が協定を締結し実現した、電話相談1回15分を限度にした無料*のサービスです。ちょっとした疑問をすぐに聞けるので、法的トラブルの回避に役立ちます。

弁護士直通

相談無料

1回15分まで

年間20回まで

*通話料は被保険者さまのご負担となります。

税務相談サービス

相続税・譲渡所得・贈与税・確定申告など税金に関するさまざまな相談が可能です。税務に関するお悩みを専門家に電話またはメール*で相談ができます。

相談無料

電話相談の場合1回1時間まで

メール対応可能

年間12回まで

*メールによる相談は、同一案件に対し原則初回のみの回答となります。

弁護士紹介サービス

弁護士保険「個人事業のミカタ」の保険金支払い対象となるお客さまが弁護士紹介を希望される場合に、日本弁護士連合会を通じて、各地域の弁護士を無料で紹介*するサービスです。1案件につき2回までご紹介が可能です。

紹介無料

全国対応

*弁護士の専門分野に関して細かな要望にはお答えできません。

リーガルカードとステッカー

リーガルカードは通常のカードサイズのため、財布などに入れて携帯できます。弁護士直通ダイヤル・保険金請求窓口の電話番号が記載されています。また、ステッカーにはトラブルの抑止効果が期待できます。

●お客さまの声

今まで飛び込み訪問での勧誘が多々あり、多い時には1日10回もチャイムを鳴らされ大変迷惑していました。ところがミカタのステッカーをチャイムの横に貼ったところ、なんとその日から勧誘のチャイムがビタリとなくなりました。ステッカーの効果は聞いていましたが、すぐに効果が出て大変満足しています。 神奈川県/40代男性



*本事例は実話に基づいていますが、全ての人にその効果を保証するものではありません。

個人事業のミカタ 7つの安心



1つの安心
1 **低コストな保険料** **1日 151円~**※1
ご加入いただきやすい保険料です。 ※1「スタンダード」一括払い保険料を365日で割って算出

1つの安心
2 **事業トラブル・日常生活トラブル問わず補償**
1つの保険でビジネス・プライベートの法的トラブルを補償します。

1つの安心
3 **被害事故・加害事故のどちらにも対応**
相手方へ請求する場合はもちろんのこと、請求された場合も補償対象となります。

1つの安心
4 **保険金の支払回数制限なし**
1事案、年間、通算など、全ての限度額の範囲内であれば、何度でもご利用いただけます。

1つの安心
5 **利用実績に応じた保険料の増額なし**
プランを変更しない限り、保険料が変更になることはありません。安心してご利用いただけます。

1つの安心
6 **弁護士費用に対して免責金額なし**
免責金額がないため、弁護士費用の自己負担額が更に軽減できます。

1つの安心
7 **全国各地の弁護士を紹介可能**
保険金支払対象となる事案についてのみ、全国各地の弁護士を紹介できます。同一の案件については、2名まで紹介が可能です。

個人事業のミカタ 補償概要



補償概要 ① 保険金をお支払いする主な場合

◎被保険者が責任開始日以降に発生した原因事実について原因事故に直面し、
弁護士費用を負担することによって損害を被ったとき、当社は保険金※を支払います。

※当社の保険金支払基準に基づいて算出した金額を上限とします。

補償の対象となる方	個人事業主・フリーランス・副業者
支払対象となる トラブル	職業・事業活動に関するトラブル 例) 債権・売掛金回収、契約トラブル、損害賠償請求、ネット被害、 賃貸物件トラブル、不当なクレーム、雇用・労務トラブル、交通事故、 情報漏洩など
	日常生活に関するトラブル 例) 相続トラブル・交通事故・近隣トラブル・離婚、親族間トラブル・ 金銭トラブル・消費者トラブル・インターネットトラブルなど

● 保険金請求の流れ



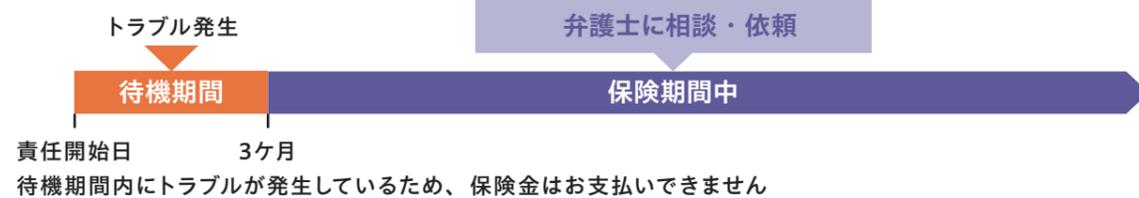
保険金をご請求される場合は、弁護士等へご相談、委任契約をされる前に必ず当社にご連絡ください。
事前連絡のない法律相談、委任契約については、保険金のお支払い対象とはなりません。

補償概要 ② 保険金のお支払いができない主な場合

待機期間、または特定原因不担保期間中に原因事故が発生した場合

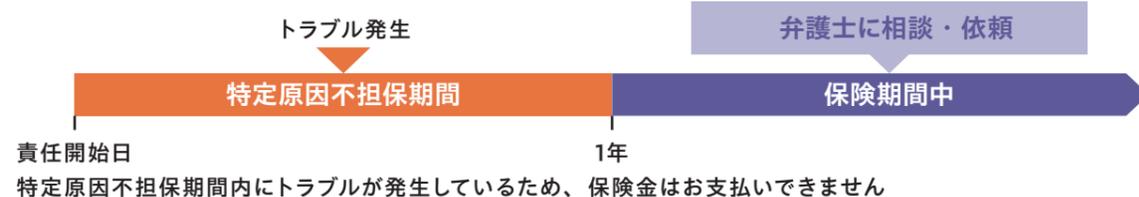
●待機期間（3ヶ月）

▶特定偶発事故・特定原因不担保期間該当事件を除く



●特定原因不担保期間（1年）

▶不担保期間内にリスク取引（金融商品問題など）・相続・離婚・親族関係に係る原因が発生している原因事故



法律相談料保険金・弁護士費用等保険金ともにお支払いできない主な場合

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者以外の者が直面した原因事故 ②保険加入前に原因が発生している原因事故 ③被保険者が相手方に請求する額または相手方から請求される額が5万円未満のもの（当社が特別に承認した場合を除きます） ④社会通念上、法的解決になじまないと考えられる問題であるもの・道徳的な問題や、社会生活上の受忍限度を超えるとはいえないもの、宗教上、政治上、思想上、学術上および技術上の論争または解釈に関するもの ⑤憲法、条約、法律、命令、規則および条例の制定または改廃について要求するもの | <ul style="list-style-type: none"> ⑥トラブルの相手方が次の者である場合 <ul style="list-style-type: none"> ・当社 ・他の保険者と締結した保険契約に基づいて、法律相談料または弁護士費用等の負担によって被った損害を請求する場合における当該他の保険者※ ※共済契約により、共済責任を負う者を含みます。 ⑦弁護士等に法律相談または事務処理を委任した原因事故の処理方法または弁護士費用等について、当該弁護士等と紛争になった場合 |
|--|--|

弁護士費用等保険金をお支払いできない主な場合（法律相談料保険金はお支払いできます）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①国、地方公共団体、行政庁、その他行政機関を相手方とする法律事件 ②破産、民事再生、特定調停、任意整理に関する法律事件 ③利息制限法で定める利率を超えた金銭消費貸借契約に関する法律事件 ④保証契約に係る法律事件 | <ul style="list-style-type: none"> ⑤知的財産権に係る事件 ⑥公示催告事件 ⑦家事事件手続法別表第一事件 ⑧刑事事件、少年事件または医療観察事件 ⑨管轄裁判所が日本の裁判所でない法律事件、日本の国内法が適用されない法律事件 |
|--|---|

その他お支払いできない場合については、重要事項説明書をご確認ください。

ご検討・お申し込みの際は、重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」）および「普通保険約款」を必ずご確認ください。

よくあるご質問

Q1. Q いつ起きた法的トラブルでも保険金は支払われますか？

A 原因事実（法的トラブルの原因となる事実）が、責任開始日より前に発生した場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。したがって、弁護士等に法律相談や委任した日が責任開始日後であったとしても、原因事実が責任開始日より前に発生している場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。

Q2. Q 法人でも加入できますか？

A 個人事業のミカタは、個人事業主様および従事者様のみご加入いただけます。法人専用商品として弁護士保険「事業者のミカタ」をご用意しておりますので、そちらをご確認ください。

Q3. Q 特定原因不担保の対象となる法的トラブルはどのようなトラブルですか？

A 特定原因不担保の対象となるトラブルは、以下のトラブルとなります。これらのトラブル以外のトラブルについては特定原因不担保期間の適用はありません。

- リスク取引（金融商品問題など）
- 相続、離婚、親族関係に係るトラブル

Q4. Q 刑事事件は補償の対象となりますか？

A 刑事事件は、法律相談料保険金のお支払い対象となりますが、弁護士費用等保険金のお支払い対象とはなりません。被害者が加害者に民事上の損害賠償をする場合、または加害者が被害者から民事上の損害賠償請求をされた場合は、法律相談料保険金・弁護士費用等保険金ともお支払いの対象となります。

Q5. Q 弁護士に相談したい場合はどうしたらいいですか？

A 保険をご利用して法律相談をご希望の場合、まずは当社の保険ご利用相談ダイヤル（0120-783-308）にご連絡ください。お客さまのご相談内容をお伺いし、保険金のお支払いの対象となるかどうかを確認させていただきます。なお、事前連絡のない法律相談・委任契約については、保険金のお支払い対象とはなりませんのでご注意ください。

Q6. Q 「弁護士紹介サービス」で紹介される弁護士は、保険会社に登録されている弁護士の中から紹介されますか？

A 当社に登録の弁護士はいないため、日本弁護士連合会を通じて、各地域の弁護士をご紹介します。同一の事案については、2名までご紹介が可能です。なお、被保険者さまご自身でお探しいただいた弁護士にご依頼いただいた場合でも、保険の適用が可能です。（事案が保険金支払対象となった場合）

Q7. Q 保険期間中にプラン変更は可能ですか？

A 更新時のみ変更可能となります。更新月の2ヶ月前に更新案内を送付いたしますので、その際にお手続きをお願い致します。